

## 入札説明書

土地利活用基本計画環境整備（2次整備）に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和5年12月27日

2 契約担当官等

支出負担行為担当官 国立療養所沖縄愛楽園事務部長 山崎 剛

3 工事概要

(1) 工事名 土地利活用基本計画環境整備（2次整備）

(2) 工事場所 沖縄県名護市字済井出1192番地

(3) 工事内容 多目的トイレの新設及び駐車場整備

(4) 工期 契約締結日の翌日から令和7年3月24日まで

(5) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

(6) 本工事は、簡易な施工計画等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）の工事である。

(7) 本工事は、資料提出、入札等を紙入札方式で行う。

4 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同70条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和05・06年度厚生労働省（九州・沖縄地域）における「建築一式」においてA又はB等級の一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、九州・沖縄地域の一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

(4) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てをした者（上記（3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 平成20年度以降に、元請として完成・引渡し完了した下記の要件を満たす同種又は類似工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。また、施工実績は施工中のものを除く。）

なお、当該施工実績が厚生労働省及び他省庁が発注した工事のうち500万円を超える請負工事に係る施工実績にあつては、「工事成績評定表」の評定点合計が65

点未満のものを除くこと。

(ア) 多目的トイレの設置を含む医療・福祉施設の新築または更新

(イ) 多目的トイレの設置を含む上記以外の施設の新設又は更新

(6) 次に示す事項に対する簡易な施工計画等の技術的所見が適正であること。

(ア) 安全管理（資機材搬入など）に対する技術的所見

(7) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

(ア) 1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお「これと同等以上の資格を有する者」とは次のとおりである。

・一級建築士の免許を有する者

(イ) 平成20年度以降に、上記(5)に掲げる完成・引渡しが完了した工事の経験を有する者であること。なお、当該経験が厚生労働省及び他省庁が発注した工事のうち500万円を超える請負工事にあつては、「工事成績評定表」の評定点合計が65点未満のものを除くこと。

(ウ) 監理技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係が技術資料受付日以前に3ヶ月以上あること。

(エ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(8) 厚生労働省から指名停止を受けている期間中でないこと。

(9) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと。。

(10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(11) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

#### ① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ) 親会社と子会社の関係にある場合

(ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### ② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

#### ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (12) 沖縄県内に建設業法に係る許可を受けた本店、支店、営業所が所在すること。
- (13) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (14) 経営の状況又は信頼度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (15) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
- ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）  
③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- ※注 各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。
- (16) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- (17) 競争への参加を希望するものは、別紙1「自己申告書」を令和6年2月14日までに提出すること。
- (18) この入札の入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。

## 5 担当部局

〒905-1635（住所）沖縄県名護市字済井出1192番地  
国立療養所沖縄愛楽園事務部会計課  
電話：0980-52-8331（内線9997）

## 6 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書、資料を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。また、技術提案書（以下「提案書」という。）についても次に従い、提出すること。

4（2）の認定を受けていない者も次に従い申請書、資料及び提案書を提出することができる。この場合において、4（1）及び（3）から（15）までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて、4（2）に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて4（2）に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書、資料及び提案書を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ① 提出期間：令和5年12月28日（木）から令和6年2月14日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から17時までとする。

② 提出場所：上記6に同じ。

③ 提出方法：申請書及び資料の提出は、書面により、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により、提出すること。

(2) 申請書は、別記様式1により作成すること。

(3) 資料は、次に従い作成すること。

なお、①の同種・類似の工事の施工実績及び②の配置予定の技術者の同種・類似の工事の経験については、平成20年度以降に、工事が完成し、引き渡しが進んでいるものに限り記載することとし、「同種・類似の工事の施工実績」（別記様式2）に記載する工事及び「監理技術者等の資格・工事経験」（別記様式3）の「工事の経験の概要」に記載する工事が官公庁による工事成績評定を受けた工事である場合は、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。

#### ① 施工実績

4（4）に掲げる資格があることを判断できる同種・類似の工事の施工実績を別記様式2に記載すること。記載する同種・類似の工事の施工実績の件数は1件でよい。

#### ② 配置予定の技術者

4（6）に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種・類似の工事の経験及び申請時における他仕事の従事状況等を別記様式3に記載すること。記載する同種・類似の工事の経験の件数は1件でよい。なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格、同種・類似の工事の経験及び申請時における他仕事の従事状況等を記載することもできる。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止等の措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

#### ③ 近隣地域内（沖縄県内）の工事实績（別記様式4）

近隣地域における施工実績（発注機関及び工種は問わない。）を記載する。

但し、施工規模は受注金額が概ね1億円以上の施工実績とし、1件（最大3件までとする。）記載すること。

なお、1億円以上の施工実績がない場合は、1億円未満の施工実績でも差し支えないが、500万円未満の実績は評価しない。

また、別記様式2に記載する施工実績と重複した記載でもよい。

#### ④ 契約書の写し

①の同種・類似の工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写し（表鑑で可）を提出すること。但し、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

#### ⑤ 地域貢献度の実績

地域ボランティア等により、地域行政から感謝状を与えられた企業については、その感謝状の写しを添付する。

⑥ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定状況（別記様式6）の作成及び記載上の留意事項

（1）認定無の場合も含めて項目ごとに該当箇所へ必ず○印を記入する。

（2）各認定書があれば（写）を必ず添付する。

⑦賃上げにかかる事項

参考様式を参考に作成すること。賃上げを表明した場合、法人事業概況説明書等の提出が必要になるので注意すること。詳細は留意事項を参照。

⑧ 技術提案書の提出

4（5）に掲げる資格があることを判断できる安全管理の技術的事項に対する所見を提案書（別記様式5）に記載すること。

⑨ 技術提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではない。

⑩ 技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合、発注者は無償で使用できるものとする。但し、工業所有権等の排他的権利を有するものはこの限りではない。

⑪ 技術資料作成要領説明会については、原則として実施しない。

（4）技術提案に対する審査等

技術提案に対する審査及び評価は、当施設総合評価審査委員会において行う。

（5）技術資料作成説明会

技術資料作成要領説明会については、原則として実施しない。

（6）競争参加資格の確認は、申請書、資料及び提案書の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和6年2月16日（金）までに書面で通知する。通知において、技術提案による施工計画の提出者については、技術提案に基づく入札の可否についても併せて通知する。この際、否とした場合には、理由を付して通知する。

（7）設計図書の交付期間、場所及び方法

① 期間：令和5年12月28日（木）から令和6年2月13日（火）の9時から17時まで。

② 場所：5に同じ。

③ 交付に当たっては、電子媒体にて交付するものとする。

（8）競争参加資格確認資料のヒアリング

競争参加資格確認資料のヒアリングについては、原則として実施しない。

（9）その他

① 申請書、資料及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 支出負担行為担当官は、提出された申請書、資料及び提案書を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③ 提出された申請書、資料及び提案書は、返却しない。

④ 提出期限以降における申請書、資料及び提案書の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして

支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。

- ⑤ 申請書、資料及び提案書に関する問い合わせ先  
6に同じ。

7 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。

- ① 提出期限： 令和6年2月19日（月）17時  
② 提出場所： 6. に同じ。  
③ 提出方法： 電子メールにより提出するものとする。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙を提出場所に持参するものとする。

- (2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、令和6年2月20日（火）までに説明を求めた者に対し電子メール（紙による説明要求の場合は紙）により回答する。

8 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。

- ① 入札説明書に示された標準的な参加資格を満たしている場合に、標準点100点を付与する。  
② 4（5）に関する提案（以下「技術提案」という。）や技術資料で示された実績等により最高30点の加算点を与える。  
③ 得られる標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した評価値を用いて落札者を決定する。

総合評価落札方式に関する詳述は、別添資料1「総合評価落札方式の内容」によるものとし、その概要を（2）以下に示す。

(2) 評価項目

評価項目：以下に示す項目を評価項目とする。

- (ア) 上記4（5）に示す項目に対する提案（簡易な施工計画）に関する事項  
施工計画の適切性、付与条件との整合、技術的裏付けなどにより評価  
(イ) 施工能力に関する事項  
手持ち工事量により評価  
(ウ) 企業の技術力に関する事項  
同種・類似工事の施工実績、工事成績、優良工事表彰、安全管理優良表彰、その他表彰により評価  
(エ) 技術者の能力に関する事項  
保有資格、同種・類似工事の実績、工事成績、優良工事技術者表彰により評価  
(オ) 地域精通度・地域貢献度に関する事項  
地域内での拠点の有無、近隣での実績、地域貢献の実績などにより評価  
(カ) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標  
(キ) 工事信頼度に関する事項

## 不誠実な行為などにより評価

### (ク) 賃上げにかかる事項

事業所内における賃上げの表明及び実績等を評価

### (3) 入札の評価に関する基準

本工事の総合評価に関する加算点付与の考え方は別添資料1「総合評価落札方式の内容」5に示す。

### (4) 落札者の決定

入札参加者の技術提案等による評価項目を評価し、

評価値 = {(標準点 + 加算点) / (入札価格)}

の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札参加者は、価格及び(3)「入札の評価に関する基準」に示す評価項目の提案及び提案値をもって入札し、次の(ア)から(ウ)までの全ての要件に該当する者のうち、別添資料1によって算出された数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。但し、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(ア) 入札価格が予定価格の制限範囲内であること。

(イ) 提案及び提案値が最低限の要求要件(標準値)を満たしていること。

(ウ) 評価値が、標準点(100点)を予定価格で除した数値(以下「基準評価値」という。)に対して下回らないこと。

- ② ①において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

### (5) 履行の確認

提案書の技術的所見に記載された内容については、工事完了時に履行状況の検査を行うものとし、受注者の責により入札時の評価内容が満足出来ない場合は、工事成績評価点を減ずる措置を行う。

## 9 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面(様式は自由)により提出すること。

- ① 受領期間：令和5年12月28日(木)から令和6年2月14日(水)まで。

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで。

- ② 提出場所：6に同じ。

- ③ 提出方法：電子メールにより提出すること。ただし、書面を持参し、又は郵送(書留郵便に限る。)することにより提出することもできる。電送(ファクシミリ)によるものは受け付けない。

- (2) (1)の質問に対する回答書は、質問者に対して電子メールにより行うほか、質問者

以外のすべての参加者に対して電子メールにより送付する。

- ① 期間： 令和6年2月19日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の9時から17時まで。

#### 10 設計図面に対する質問

- (1) この設計図書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

- ① 提出期間： 令和5年12月28日（木）から令和6年2月14日（水）まで。  
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の9時から17時まで。

- ② 提出先： 6. に同じ。

- ③ 提出方法： 電子メールにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙を持参することにより提出するものとする。

- (2) (1)の質問に対する回答書は、質問者に対して電子メールにより行うほか、質問者以外のすべての参加者に対して電子メールにより送付する。

- ① 期間： 令和6年2月19日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の9時から17時まで。

#### 12 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 入札書は、令和6年2月14日（水）17時00分までに、書面により、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により、提出すること。

郵送先は6に同じ。

開札は、令和6年3月8日（金）11時

※開札時の立ち会いはなしとし、FAX等の対応で開札を行う場合がある。

- (2) 場 所： 国立療養所沖縄愛楽園管理棟2階会議室において行う。

- (3) その他： 競争入札の執行に当たっては、競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。ただし、郵送による入札の場合は、当該通知書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。

#### 13 入札方法等

- (1) 入札書は書面により、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により、提出すること。  
電送（ファクシミリ）による入札は認めない。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

#### 14 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。

- (2) 契約保証金 免除。ただし、落札者は公共工事履行保証証券による保証（かし担保保証特約を付したのものに限る。）を付すものとする。この場合の保証金額は、請負代金額の10分の3以上とする。

#### 15 工事内訳書の提出



(1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した当該工事費内訳書の提出を求める。

工事費内訳書の内容は、「積算数量参考書」を参考に工事種目及び各工事種目に対応する科目別内訳書、細目別内訳書に摘要、単位、数量及び単価に対応する金額を表示したもの（配布された様式）とする。

なお、「積算数量参考書」は予定価格の基となる工事費内訳書から単価及び金額等を削除するなど加工・編集を施したものを提供するものであり、工事請負契約書第1条に定める設計図書ではなく、参考資料（参考数量）として取り扱うこととし、請負契約上の権利、義務を生じさせるものではない。また、「積算数量参考書」に記載されている数量そのものの差異等に係わる質問については、入札説明書に対する質問と区別し、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す数量算出書等の根拠資料等も合わせて提出すること。

(2) 工事費内訳書の様式は配布された様式で作成（Excel形式で保存）を行う。持参の場合、工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。

(3) 工事費内訳書は返却しない。

(4) 工事費内訳書は、参考図書として提示を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(5) 入札参加者は、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し、記名及び押印を行った工事費内訳書を提出しなければならないが、契約担当官等が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が別表各項に該当する場合又は未提出の場合は、原則として該当入札者の入札を無効とする。

別表

<p>1 未提出であると認められる場合（未提出と同視できる場合を含む。）</p>	<p>(1) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合  (2) 内訳書とは無関係な書類である場合  (3) 他の工事の内訳書である場合  (4) 白紙である場合  (5) 内訳書に押印が欠けている場合  (6) 内訳書が特定できない場合  (7) 他の入札参加者の様式を入手して使用している場合</p>
<p>2 記載すべき事項が欠けている場合</p>	<p>(1) 内訳の記載が全くない場合  (2) 入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合</p>
<p>3 添付すべきではない書類が添付されていた場合</p>	<p>(1) 他の工事の内訳書が添付されていた場合</p>
<p>4 記載すべき事項に誤りがある場合</p>	<p>(1) 発注者に誤りがある場合  (2) 発注案件名に誤りがある場合</p>

	(3) 提出業者名に誤りがある場合 (4) 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5 その他未提出又は不備がある場合	

## 16 開札

開札は、紙により行うこととし、入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間にに入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。1回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱われる。

## 17 入札の無効

- (1) 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書、資料及び提案書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている者、4に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

- (2) 談合が認められた場合の入札は無効とし、落札の場合は取り消すことがある。

## 18 落札者の決定方法

落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で上記9(4)の評価方法で決定するものとする。

なお、具体的には「総合評価落札方式の内容」(別添資料1)による。

## 19 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、実際の工事にあたって請負者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者及び監理技術者(以下「技術者」という。)を変更できるものとする。

イ) 病休、退職、死亡、その他の事由等の場合。

ロ) 工場製作と現場施工を同一工事で行う場合で交代しても支障がないと認められる場合。

ハ) 工事の進捗状況等現場の施工実態、施工体制等を考慮して途中交代しても支障がないと認められる場合。

ニ) 上記ハ)において途中交代を認める際の現場対応・

- ・交代後の技術者に求める資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。

- ・技術者の交代に際し、継続的な業務が遂行できるよう、新旧の技術者を7日以

上の間重複配置することを求め、適切な引継を確保するものとする。

・工事期間内においては、1年間に2回程度を超えない範囲で認めるものとする。

20 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

21 支払条件

前金払、完成払

22 火災保険付保の要否 要。

23 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。

24 苦情申立て

本手続きにおける競争参加資格の確認その他の手続きに関し、支出負担行為担当官に対して苦情を申立てることができる。

25 関連情報を入手するための照会窓口

6に同じ。

26 その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、別冊競争契約入札心得及び契約書案を熟読し、競争契約入札心得を遵守すること。

(3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4) 落札者は、7の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

(5) 第1回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行する。

(6) その他詳細不明の点についての照会先  
6に同じ。